広島県告示第九百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定によって、 次の

とおり保安林の指定を解除する。

令和七年十一月十日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

広島市安佐北区深川町字茗荷谷二二九の六から二二九の八まで解除に係る保安林の所在場所

 \equiv 保安林として指定された目的

公衆の保健

 \equiv 解除の理由

一般送配電事業用地とするため